

仕様書

1. 件名 シュレッダー借入に伴う物件調達
2. リース期間 令和元年11月1日から48か月間
3. 品目、台数及び設置場所

	機種	設置場所	台数	金額
1	MSシュレッダー UD-F55S-L	東京都知的財産総合センター 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1F	1台	566,000
2	MSシュレッダー MSD-D31SR	同 城東支援室 東京都葛飾区青戸7-2-5 城東地域中小企業振興センター1F	1台	318,000
3	MSシュレッダー MSV-D22C	同 城南支援室 東京都大田区南蒲田1-20-20 城南地域中小企業振興センター2F	1台	103,000
4	出張保守費用 (4年パッケージ)		一式	156,500
5	搬入設置費・引取運搬費		一式	55,000
合計			3台	1,198,500

4. 売主 株式会社明光商会
5. 見積方法 上記「2 リース期間」に係るリース料総額(税抜)を積算し、入札書に記載すること併せて、入札金額の内訳書(様式自由)を必ず添付すること。
6. 保守要件
 - (1) 定期保守点検年1回
 - (2) 出張修理年3回まで
 - (3) 修理に要した部品費用、交通費は、必要に応じてその都度支払う(スポット対応)
7. 支払方法 月払いとし、賃貸人の請求により支払う。また、月額賃借料は当月分を当月中に支払う。
8. 契約情報の公開
公財) 東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約(官公庁との契約や競争入札に適さない契約等)のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する

(1) 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨、申し出ることができる

9. その他

(1) 暴力団等排除に関する特約事項については別紙のとおりとする

(2) 搬出及び機器の撤去に係る一切の経費は賃貸人の負担とする。また、機器搬入日程については事前に当公社と調整すること

(3) 本件の履行にあたり、関連する法令、条例、規則及び技術基準等を遵守すること

なお、これら法令等の運用及び適用は請負者の責任と負担において行う。

(4) その他、本仕様書に疑義のある事項については、その都度、当公社担当者と協議を行うこと。

10. ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等について

本契約の履行にあたって自動車を使用し、または使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70条）の対策地域内で登録可能な自動車であること

(3) できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のため、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合は、速やかに提示又は提出すること

11. 担当部署

公益財団法人東京都中小企業振興公社

東京都知的財産総合センター管理係

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。